

令和8年度工賃向上戦略検討事業委託業務仕様書

1 業務の目的

障害者就労施設等の工賃・賃金の向上を図ることを目的に、障がい福祉分野にも精通した経営コンサルタントを配置し、需要リサーチを基にした戦略的な営業活動や効率的な営業・管理体制を構築することで、障害者共同受注窓口の機能向上を目指すとともに、現行工賃向上施策の課題を分析し、より効果的な施策の立案につなげる。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 予定価格

4,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 業務内容

(1) 需要リサーチ（再委託可）

① 障害者就労施設等の工賃・賃金向上を目的に、民間企業・官公庁のニーズを専門リサーチ業者に委託し調査を行う。

※リサーチ会社の選定を行い、予算の範囲内で調査項目や調査対象を最大限効果的な調査を行うこと。

調査項目：障害者就労施設等への発注ニーズのある業務内容、発注数量・頻度、単価、発注条件等

調査方法：アンケート、ヒアリング、既存データ分析等

② 障害者就労施設等が提供する業務とのマッチングの分析を行うこと。

【成果品】

- ・需要リサーチ結果報告書
- ・高需要品目リスト、発注ニーズ傾向分析結果
- ・マッチング分析結果

(2) 営業情報管理フォーマットの作成（再委託可）

継続的に営業実績の情報管理を行う営業報告書及び情報共有のためのフォーマット（ターゲットリスト管理、活動計画フォーマットなど）を作成すること。その際、これまでのコンサルティングの知見を活かし、比較的営業初心者でも有効に活用できるよう配慮しながら、必要かつ効率的なものとする。

【成果品】

以下のフォーマット

- ・営業報告書
- ・ターゲットリスト管理表

(3) 経営コンサルタント・アドバイザー業務

①経営コンサルタント・アドバイザー業務担当者に求める条件

- ア これまでに「経営・営業戦略」についての支援、コンサルタント業務実績が3件以上。
- イ これまでに「創業・起業」についての支援、コンサルタント業務実績が3件以上。
- ウ 上記支援、コンサルタント業務の中で、特に障がい福祉事業関係の支援実績を有すること。
- エ これまでに、自治体もしくは公的機関事業における支援、コンサルタント業務実績が1件以上。

②共同受注窓口の営業総括

- ア 需要リサーチを分析したうえで、これまでの経営や営業の知見を活かし、営業方針を策定する。
※需要リサーチに加え、共同受注窓口や事業所のヒアリングを実施
- イ 県内の障害者就労施設等の工賃向上を最大限目指すため、上記の営業方針に沿って、共同受注窓口の管理・運営のアドバイスをを行うこと。
- ウ 共同受注窓口の営業課題の抽出と今後の営業計画の作成に向けた定期ミーティング（月2回以上）を実施すること。
ただし、4月及び3月は1回以上とする。
- エ 令和8年度以降の3年程度の事業ロードマップ作成（受注高目標値の設定を含む）。

【成果品】

- ・共同受注窓口営業方針、ロードマップ
- ・共同受注窓口管理・運営アドバイス実績

③ホームページの改修助言

- ア ホームページ (<https://ehime-eica.net/>) を改修する際の助言を行うこと。
- イ 除草、清掃作業の簡易見積もり機能を付加させる際の助言を行うこと。

【成果品】

- ・ホームページ改修助言メモ

(4) 本県の工賃向上施策の改善案の提案

- ・本県の工賃向上施策全体の課題分析、今後の事業展開の提案を行うこと。
- ・県が進める「事業所工賃向上計画新様式」の作成について、助言や提案を行うこと。

(5) 共通

- ・経営コンサルタント、需要リサーチ等に係る事務職員など、適切な人員配置を行うこと。
- ・共同受注窓口強化事業の委託先及び共同受注窓口コーディネーターと協力して事業を進めること。

(6) その他留意事項

- ・本業務の実施に際して知り得た個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- ・本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を他に漏らしてはいけない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- ・県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の実施状況について調査をし、又は報告を求めることができる。
- ・本事業は、県と受託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様書及び予算額の変更等は、県と受託者が協議のうえ、対応することとする。
- ・本仕様書に明記のない事項又は疑義が生じた場合については、県と受託者で協議のうえ、決定すること。